

令和3年3月3日

保護者の皆様

瀬戸市立下品野小学校長

浅井 大 司

緊急事態宣言解除に伴う対応の変更について

早春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に対して温かいお力添えをたまわり、感謝申し上げます。

さて、1月13日に愛知県等を対象に緊急事態宣言が発令されましたが、2月28日に愛知県が宣言の対象から除外されました。このことを受け、愛知県教育委員会、瀬戸市教育委員会から、下記のように出席の扱いについて変更の指示がありましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- ① 児童が感染者・濃厚接触者になった場合
- ② 児童と同居している家族が感染者・濃厚接触者になった場合
- ③ 児童と同居している家族がPCR検査及び抗原検査を受けた場合
- ④ 児童が発熱等の風邪症状がある場合
- ⑤ 児童と同居している家族が発熱等の風邪症状がある場合

①～④の場合は、出席停止扱いとします。**(今までと変更ありません)**。

⑤の場合は、児童本人が発熱等の風邪症状がなければ登校できます。**(今まででは出席停止にしていた)**